# 佐久市農業者生産資材価格高騰緊急支援事業補助金交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は、原油価格高騰等に伴う農業用生産資材の価格高騰の影響を受けている農業者、法人又は農業者団体（以下「販売農家」という。）の事業継続を支援するため、予算の範囲内で佐久市農業者生産資材価格高騰緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成１７年佐久市規則第４０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　本要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

（１）諸材料費

農作物の生産・栽培において直接消費される資材のうち、種苗費（種・苗）、肥料費（肥料）、農薬費（農薬）を除いた、主に農地や施設内で使用される短期間消費型の資材費

（２）農具費

農作物の生産及び栽培に必要な農具等の取得に要する経費

経費の具体例及び詳細については、別表のとおりとする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、販売農家とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）市内に住所を有する者（法人にあっては、市内に本社を有する法人）

（２）市税等を滞納していない者

（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、販売農家が所得税または市県民税に係る令和７年分申告（農業所得）、法人又は農業者団体の場合は直近の決算書（農業所得に係るもの）の「諸材料費」、及び諸材料費として計上せず、農具費に計上している場合は、別表に定める対象資材の購入経費のうち、内訳明細等によりその内容が確認できるものに限り、補助対象経費とする。

２　補助金額は補助対象経費の合計額に１割を乗じた額とし、１０万円を上

限とする。

３　前項の規定により算出した補助金の額に、１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（交付申請等）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

（１）佐久市農業者生産資材価格高騰緊急支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）

（２）令和８年１月以降の農産物の出荷が確認できる書類

（３）令和７年分の収支内訳書（農業所得）の写し、または直近の決算書の写し（法人又は農業者団体の場合）

（４）上記（３）の「農具費」に別表に定める対象資材の経費を計上した場合は、その内訳が分かる明細書

（５）市内に本社を有することが分かる書類（法人又は農業者団体の場合）

（６）その他市長が必要と認める書類

２　補助金の交付申請は、同一の補助対象者に対して１回限りとする。

３　補助金の交付申請の期限は、令和９年１月２９日までとする。

（確定通知等）

第６条　規則第６条及び第１３条の規定による通知は、佐久市農業者生産資材価格高騰緊急支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第２号）によるものとする。

（交付請求）

第７条　規則第１４条に規定する補助金等交付請求書は、佐久市農業者生産資材価格高騰緊急支援事業補助金交付請求書（様式第３号）によるものとする。

（交付決定の取消し）

第８条　市長は申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認められるときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の返還を求めることができる。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和８年１０月２３日から施行する。

（この要領の失効）

２　この要領は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

別表（第２条及び第４条関係）

農具費のうち補助対象は次に掲げる資材とする。

| 区分 | 主な対象資材 |
|---|---|
| 被覆資材 | マルチシート、ハウス張替用フィルム、防草シート、遮光ネット、防虫ネット等 |
| 栽培補助資材 | 支柱、トンネル用骨材、誘引ひも、誘引クリップ、果実保護用袋等 |
| 育苗資材 | 育苗ポット、セルトレイ、苗箱等（短期間で再調達が必要な消耗品に限る） |

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

（申請先）佐久市長

（申請者）住所

氏名

電話番号

# 佐久市農業者生産資材価格高騰緊急支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

佐久市農業者生産資材価格高騰緊急支援事業補助金交付要領第５条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、本申請に当たり、市税等の納付状況及び住民基本台帳の記録状況について、市長が関係部局に報告を求めることに同意します。

| 補助対象経費※1<br>（円） | 市補助割合 | 補助申請額※2<br>（円） | 合計<br>（円） |
|---|---|---|---|
| | ０．１ | | （　　） |

※１　所得税または市県民税に係る令和７年分申告（農業所得）、法人又は農業者団体の場合は直近の決算書（農業所得に係るもの）の「諸材料費」欄に記載の額、並びに「農具費」の欄に記載された額のうち、別表に定める対象資材であり、かつ内訳明細等により内容が確認できるものの合計額。

※２　補助対象経費×市補助割合。ただし、合計の上限は１０万円とし、上限に達した場合は（　　）に算出額を記載する（１，０００円未満切捨て）。

（添付資料）

・令和８年１月以降の農産物の出荷が確認できる書類
・令和７年分の収支内訳書（農業所得）の写し
　または直近の決算書の写し（法人又は農業者団体の場合）
・上記の「農具費」に別表に定める対象資材の経費を計上した場合は、その内訳が分かる明細書
・市内に本社を有することが分かる書類（法人又は農業者団体の場合）

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

佐久市長　　印

佐久市農業者生産資材価格高騰緊急支援事業補助金交付決定通知書兼
確定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました　　年度佐久市農業者生産資材価格高騰緊急支援事業補助金について、下記のとおり交付決定（確定）をしたので、通知します。

記

１　交付決定額　　円

２　確　定　額　　円

様式３号（第７条関係）

年　　月　　日

（請求先）佐久市長

（請求者）住所

氏名

電話番号

# 佐久市農業者生産資材価格高騰緊急支援事業補助金交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で確定のあった　　年度佐久市農業者生産資材価格高騰緊急支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　円

２　振 込 先

| | |
|---|---|
| 金融機関名及び支店名 | 銀行・金庫　　本店・本所・支店<br>組合・農協　　支所・出張所 |
| 預貯金種別 | 普　通　　・　　当　座 |
| 口座番号 | |
| フリガナ | |
| 口座名義 | |

※口座名義人は、申請人と同一人となるようにしてください。